

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社参州寿組	代表者氏名	小林 寿哉
主たる営業所の所在地	西尾市寺津町十三間続8番地1		
許可番号	愛知県知事許可（般-27）第64303号	許可を受けている建設業の種類	と

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成29年11月21日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分(勧告)の内容(指示処分)			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 社内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
平成28年8月3日、岡崎市本宿町地内の店舗新築工事現場において、有限会社参州寿組の労働者が移動式クレーンを用いて側溝のつり上げ運搬作業を行っていたところ、移動式クレーンが転倒し、つり荷の保持作業をしていた別の労働者が内臓損傷等で重体となる労働災害が発生した。 同社の豊田営業所長は、その業務に関し、移動式クレーンを用いて作業を実施するにあたり、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、移動式クレーンによる作業の方法、移動式クレーンの転倒を防止するための方法及び作業に係る労働者の配置及び指揮の系統に係る事項を定めなければならないにもかかわらず、法定の除外事由がないのに、これを行わなかった。 また、同社の労働者に厚生労働省令に定める危険な業務である前記クレーンの運転業務に就かせるにあたり、厚生労働省令で定めるところにより、同クレーンに関する知識等の特別の教育を行う必要があったのに、これを行わなかった。 これらのことが、労働安全衛生法に違反し、岡崎簡易裁判所より、法人及び豊田営業所長がそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項			
愛知労働局からの通報			